

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年2月9日（金）10:00～10:35
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

<提案者>

小岩 正貴 長野県企画振興部長

宮島 克夫 長野県企画振興部総合政策課企画幹

松本 清美 長野県健康福祉部医療推進課課長補佐兼看護係長

瀧澤 修一 長野県産業労働部産業政策課産業戦略室課長補佐

小岩井 高德 長野県教育委員会事務局教学指導課指導主事

<事務局>

岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

久保 賢太郎 内閣府政策参与

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 世界に開かれた中山間地の「人づくり」拠点
～クリエイティブ・フロンティア構想～
- 3 閉会

○小谷参事官 おはようございます。それでは、ワーキンググループによるヒアリング、本日1コマ目、長野県にお越しいただいております。長野県から提案についての聴取というところでございます。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださいませ、どうもありがとうございます。

それでは、提案について早速御説明をお願いいたします。

○小岩部長 長野県の企画振興部長の小岩でございます。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。早速ですが、説明をさせていただきます。

まず長野県から提出させていただいております「世界に開かれた中山間地の「人づくり」拠点」ということで、「クリエイティブ・フロンティア構想」という形で提案をさせていただいております。

おめくりいただきまして、まずこの提案に至った長野県の考え方を御説明させていただきたいと思っております。

長野県は御承知のとおり、中山間地が非常に多くて、都会に先行しまして高齢化、少子化、若者流出等々といった社会課題に直面をしております。こういった状況がもし都心部で起こっていれば、おそらくこれは知事も至るところで申し上げているところなのですが、社会としてなかなか成り立ち得ないような大きな課題であろうと思っています。これがなぜか長野県では、中山間地ではそれで社会が成り立っているということがありません。そういうことから、見方を変えますと、中山間地であればこそ社会課題の最先端を行っていて、社会課題の解決モデルの提示が可能ではないかという問題意識でございます。

長野県は現在さまざまな取組をしております。例えば、森のようちえんに代表されますような自然の恵みを生かした子育てですとか、あるいは先人の知恵や技術を組み合わせたさまざまなクリエイティブな先端技術の誘致、また、公民館活動を始めとする学びの土壌ということで、人の学び、学習ということも非常に根強く残っております。こういったことを踏まえまして、クリエイティブ・フロンティアという形で長野県をこれから大きく価値を創造できる最先端の地域という形で作り上げていこうという観点から、現在策定中なのですが、次期総合5カ年計画におきましても、郷学郷就というまさに地域で学び、地域で就職していただくということを打ち出しまして、産業人材の育成と確保に取り組んでございます。主な施策としてはここに書いてあるとおりでございます。

次のページを御覧いただきまして、これは現在、長野県で策定しております、近々これが確定する運びになりますけれども、しあわせ信州創造プランという5カ年の県の総合計画の中でも、学びと自治というものを前面に打ち出しまして、新時代を開いていくというふうに大きく動かしていこうとやっているところでございます。大きな政策の推進の基本方針はここに掲げている六つのおりでございますけれども、右側にあります共通視点のところ、人口減少社会に立ち向かうですとか、あるいは先端技術を活用する、グローバルな視点を意識するといった形で、あえて中山間地、臨海部ではなくて中山間地から世界に向けて大きく飛び出していこう、開いていこうということで県づくりをしているところでございます。

こういった観点から、まさにクリエイティブ・フロンティアという観点から国家戦略特区に一つ是非御提案をさせていただきまして、新しい形の国家戦略という形で地域に御指定いただければと思っているところでございます。

3 ページ目は具体的な内容でございますけれども、テーマのところに書いてございますが、繰り返しになりますが、中山間地域の多い長野県におきまして人づくりによります人材の確保または生産性の向上を図りまして、人口減少下でも持続可能な経済成長モデルをあえて中山間地域の長野県から発信していこうというものでございます。持続可能な経済成長モデルを実現しようというものでございます。

具体的な県の政策につきましては、企画幹から御説明を申し上げます。

○宮島企画幹 総合政策課企画幹の宮島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

具体的な提案につきまして御説明させていただきます。先ほどのページと同じページの下段になりますけれども、先ほど御説明させていただきましたように、世界に開かれた人づくりという観点から、郷学郷就、それから、革新力に富んだ産業の創出という2点で県の施策を進めてございますが、これらを国家戦略特区制度の活用によりましてさらに推進、加速化をしたいと考えてございます。

まず最初に高度人材・海外人材の育成・活用という観点でございます。こちらにおきましては、取組につきましては労働力不足ですとか技術革新に対応、海外人材を通じたブランド発信、世界とのwin-win関係の構築等が狙いでございまして、主な取組につきましては御覧のとおりでございます。

具体的な規制改革提案につきまして、①～④、それから、これまで提案済みの○二つとなっておりますが、上段の2点につきましては高度人材を育成していこうという主な提案でございます。下の③以降が海外人材を活用したいという提案でございます。

右側に参りまして、近未来技術の導入促進という観点でございますが、こちらにつきましては、長野県はものづくりが非常に盛んでございますけれども、その強みを国内外でアピールしたり、IoTとの結び付きによって新たな価値を創造したりという狙いがございます。

主な取組といたしましては、下のほうに書いてございますが、規制改革提案にもありますような近未来ワンストップセンター、こちらは既に特区メニューとしてございますけれども、こちらのほうも活用しながら⑤、⑥といったような観点で、新たな技術導入を促進してまいりたいという提案でございます。

それぞれの個別の点につきまして、4 ページ目以降で概略を御説明させていただきたいと思っております。

4 ページ目でございますが、まず①小学校英語における特別非常勤講師の教授可能領域の拡大という提案をさせていただきました。こちらにつきましては、グローバルな人材の礎を作る観点で提案をさせていただいているものでございます。

現在、教員免許を有しない特別非常勤講師では、学科領域の一部に係る事項のみ受け持つことができるという規定になっております。長野県は小規模な学校が大変多いということございまして、小学校で英語が必修化された場合においては、全小学校に対しまして英語教員の配置というのは大変難しい状況になっております。また、特別非常勤講師を配置いたしました場合でも一部の領域のみの事項が担当になりますと、それ以外のためにま

たもう一人、教員を配置しなければならないという状況になってしまいまして、こちらを少しでも解決したいということで、小学校の英語につきましては、教員免許を有しない特別非常勤講師におきまして、その英語の科目全領域を通年で教授できるような規制改革をお願いしたいという提案でございます。

これによりまして、専門性の高い地域・民間人材を積極的に登用ができることになりまして、また、質の高い英語教育を児童が受けることができるという効果を期待しているものでございます。

②職業能力短期大学校から大学への編入学の提案でございます。こちらにつきましては本県の職業能力開発短期大学校、工科短期大学校という学校がございますけれども、こちらを修了した場合におきまして、大学への編入ができない状況となっております。今、長野県では、高度な技術力と研究開発力を持つような人材を産業は求めておりまして、そのような高度な人材を作りたいという観点での提案をさせていただいたものでございます。

現在、工科短期大学校につきましては、職業能力開発法に基づく学校ということで専修学校から大学への編入はできる一方で、こちらからは大学への編入ができないということでございます。また、規制の見直しにつきましては、単位互換という制度で信州大学との単位互換も今進めようとしているところなのでございますが、たとえ単位互換が成立したといたしましても、その単位をもってして編入学の要件を満たすという状況になりませんので、また大学1年から試験を受けて入り直していくという形になりますので、なかなか単位互換するメリットがないということで、こちらの実績を積むというのは大変困難な状況にあります。

そのために先ほど申し上げましたような高い技術力、開発力を備えたイノベーティブな人材を育成するためにも、同等の専修学校では編入学ができるという状況を踏まえまして、職業能力短期大学校からも大学へ編入学できるような制度を構築していただきたいという提案でございます。

③、④につきましては、外国人材の活用という観点でございますが、今長野県におきましては、海外からの観光客等が大変多く訪れる状況になっておりまして、グローバルな人材が必要になってきている状況がございます。その点で、まず1点目につきましては、医療関係でございます。在留資格「医療」への変更許可申請に係る審査手続の見直しでございます。

こちらにつきましては、留学生から看護師試験を通った場合におきますと、3月下旬の国家試験の合格発表になるのですが、その結果を待ってから在留資格の変更の申請を行いますと、取得までの時間が大変かかるということで、大体5月とか6月ぐらいになるようでございますが、その間に在留資格が切れた場合は一旦帰国をしたり、そのまま働くにしても28時間という労働時間の制限ができてしまうということで、通常の日本人で看護師に合格した方と比べますと、そちらのほうで実務的な不利益というか、差が出てしまうという状況があります。

そのために今回は国家試験の受験を条件に、免許以外の必要事項を先行して審査を実施していただきまして、合格通知の提出をもって可能な限り即日、在留資格をいただきたい。これによりまして日本人の看護師と同様に4月1日から研修並びに勤務に就けられる状況になるということでございます。

次に旅館・ホテルにおける技能実習受入れの拡大ということでございますが、こちらにつきましては、現在、接客、調理、配膳等の業務の実習につきましては在留資格の技能実習1号のみとなりまして、2号、3号はありません。

こちらにつきましては、旅館の仲居をイメージしていただきたいと思うのですが、そのような職務につきましては、なかなか1年間の実習期間では技能取得が難しいという状況がございます。そのために技能評価制度といたしましては、例えば、民間のおもてなし検定ですとか、受入団体による実習評価等を経ることによりまして、2号、3号への移行を認めていただきたいという提案でございます。これによって技能実習生、例えば、帰国後、活躍していただくに当たりまして、日本のきめ細かな高水準のサービスと技術を世界に発信できるものと考えております。

次のページを御覧いただきたいと思うのですが、今度は産業の関係でございます。こちらにつきましては、⑤、⑥とありますが、長野県の場合は大変資金力に乏しい中小企業が多いということ。それから、ベンチャーとなりますと余計苦しくなってくる状況がありまして、新しい技術ですとかイノベーションが起きにくい状況であります。それを打破したいという観点での提案でございます。

まず⑤でございますが、気象測器検定に合格していない測器による測定結果の公表容認でございます。こちらにつきましては例えば雪の観測等を例にとりますと、雪の観測機というのは現在、気象庁で検定が通らないものにつきましては、公表できない状況です。長野県の場合は非常に中山間地が多くて、その土地土地によって雪の状況等が例えば異なる状況がありまして、きめ細かな測定が気象庁のデータだけではなかなか難しい状況がありますので、そちらの検定に合格するためには非常に高価なセンサーを購入するか、もしくは費用、時間がかかりながらも検定に合格させていくという形になります。そのために現在なかなか進んでおりませんので、検定未済のセンサーによって取得した情報の場合でも、その旨を記載した上で公表できるように規制を改革していただきたいというものでございます。これによりまして、気象情報がIT化によって新しい製品化等がまた可能になるのではないかと考えているところでございます。

⑥の技適マークがない無線通信モジュールの例外使用許可でございます。こちらにつきましては、現在、電波を発する機器を屋外で使用する場合には、原則免許が必要になるのですが、技適マークがありますと一部審査手続が省略されたり、免許不要等の措置があるものでございますが、現在、技適マークを取得するために、例えば試作品を取得したというような場合でも、電波暗室以外の条件では実証実験がなかなか難しい状況になっております。

なかなか雪ですとか中山間部、山とかあるところによりますと、実証実験を行ったものでないと試作品が本当に技適が取れるのかどうかわからない。技適を取るためにはまたそれなりのお金がかかるという状況がございますので、そちらの要件を緩和していただきまして、こちらに記載してありますような条件を付与した上で許可をいただけないかという提案でございます。これを取りまとめるものとしたしまして、ワンストップセンターというものもまた考えていただきたいということで、今回御提案させていただきました。

簡単ではございますが、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田座長 どうも御説明ありがとうございました。

御説明に関する直接的な御質問をいくつか私からさせていただきたいのですが、最後のページで気象情報を用いたIoT等の製品化に向けた実証研究が容易になるというのは、要するに高価なセンサーではないセンサーを開発できるからという意味なのですか。

○瀧澤課長補佐 現在あるセンサーを使って開発するといったケースも当然ながら考えられます。気象測器自体を購入するとなりますと、検定の取れた気象測器の場合ですと数十万から数百万という経費がかかるもので、そういったものでないと公表できないという気象業務法になっているものですから、そういう測器でなくても一定の条件のもとに公表できるような形で、センサーを使わせていただければということでございます。

○八田座長 それはわかるのですが、それは何のためにやるのかというのがIoTの製品化というのですが、IoTの製品化とはどういうものなのですか。要するに測定器自身のことですか。

○瀧澤課長補佐 例えば自動運転だとか、そういった場合に道路状況を把握できるようなIoT技術として利用できると思っております。ただ、現状としますと長野県の場合は、中山間地を抱えているもので雪深かったり、急峻な坂道、谷筋があったり、そういったところで気象状況、道路の状況が把握できますと、安全な運転につながることも考えております。

○八田座長 最後の期待される効果というのは、うんと将来期待される効果であって、当座はとにかく役に立つものを作りたい。そのセンサーにはIoT技術は要るのですか。

○瀧澤課長補佐 ネットワークを作っていくという形がIoTでは必要になってきますので、それぞれ観測測器を置いた上でIoT技術につなげていきたいと思っております。

○八田座長 近未来技術の導入促進というのは将来のためで、とりあえず道路状況把握のために安い機器を導入したいというのが一番の目的ですね。

○瀧澤課長補佐 はい。まずはそこから狙いたいと考えております。

○八田座長 わかりました。これを今、設置しているのは大体公の機関なのですか。

○瀧澤課長補佐 道路情報のライブカメラというものが長野県内に数十カ所ありまして、そこで積雪情報を把握できるようになっております。さらに細やかにということで経費を下げたい。

○八田座長 県の費用が安くなるということですね。

○瀧澤課長補佐 併せて民間企業でも設置していただいて、かつ、公表していただくと、

非常にきめ細かな道路状況を一般の県民や観光客に提供できると考えてございます。

○八田座長 わかりました。

そうしたら今度は4ページに移りまして、小学校の特別非常勤講師、小学校だけではないかもしれませんが、今は大体外国人なのですか。

○小岩井指導主事 今、特別非常勤講師の方で英会話をやっている方は日本人で、英語が堪能な地域人材がやっぺらっぺらいます。ただ、数的には非常に少なくて1人ぐらいということで。

○八田座長 その方は非常勤なのですか。

○小岩井指導主事 非常勤です。

○八田座長 お給料も低い。

○小岩井指導主事 そうですね。

○八田座長 この場合、もし科目全体に責任を持っていただくとすると、それはやるけれども、特別非常勤講師の給料が上がるわけではないのですか。

○小岩井指導主事 本来、1年間本当は持ってもらえればいいのですけれども、ここにも書いてあるとおり一部という形でありまして、例えば国語の授業でいくと、習字の单元だけ地域の書の達人みたいな方に持っていただくところで、本当に2~3時間という感じでしかしていただけないので、賃金というよりは時間自体が少ないという感じです。

○八田座長 そうすると今度は時間が増えるから報酬が増え、やっぺらっぺら方も現れるかもしれないというわけですか。

○小岩井指導主事 そうですね。

○八田座長 わかりました。

それから、2番目の職業能力開発短期大学校というのは、専修学校とはどのように違うのですか。専修学校の場合にはそこを卒業したら大学3年生から入れるということなのですが。

○瀧澤課長補佐 専修学校につきましては、学校教育法上、編入が認められてございます。ただし、職能短期大学校につきましては残念ながら認めていただけていないということでございます。

○八田座長 その根拠は何なのですか。

○瀧澤課長補佐 それは学校教育法上、対象から外れているということになっております。

○八田座長 専修学校は学校教育法の対象になっているわけですね。

○瀧澤課長補佐 そうです。

○八田座長 しかし、短期大学校の方は対象になっていない。

○瀧澤課長補佐 こちらは残念ながら学校教育法の124条におきまして、他の法律に特に規定があるものを除くという、その対象になっておりまして除かれております。

○八田座長 そうすると、これを学校教育法上の学校にしてしまうわけにはいかないのですか。

○村上審議官 これは職業訓練校なので、労働省認可の組織なのです。

○八田座長 省が違う。そうすると、ほかの省の関係の何とか学校というのはいっぱいあるけれども、例えば防衛大学校とか、そういうものもみんな編入は認められていないのですか。

○村上審議官 学校教育法の体系以外との、編入のやりとりが難しいので、他省庁認可の教育研修機関をどうするかというのは、それ自身が多分一つの大きな論点になろうかと思います。

○八田座長 意外と大きな問題なのですね。

○村上審議官 そういうことではないかと思います。

○八田座長 わかりました。昔、水産大学校なんていうのは。

○村上審議官 水産大学校とか中小企業大学校とか、いわゆる大学と使わせないで大学校という、この手のやつも全部、確認しますが、おそらく編入は認めていないと思います。

○瀧澤課長補佐 そうです。編入は認めておりません。ただ、学士認定、学士取得はできる。学士にはなるのですけれども、編入自体は認められてございません。

○八田座長 ということは、大学院には行けるわけですね。

○瀧澤課長補佐 そうですね。学士なのでおそらく大学院には行けるかと思います。

○八田座長 しかしこれは非常に重要なことですね。事柄は結構大きなことだと。

それから、在留資格の方は4月1日から働けるようにしたいということですが、合格の通知というのは大体3月中に出るわけですか。

○松本課長補佐兼看護係長 合格発表なのですが、看護試験に関しまして、今年度は3月26日となります。ですので、そこで合格をもらって、そこから免許の手続になっていきますので、実際に登録がされたかどうかというのは、すぐやれば3月ぎりぎりか4月に入ってすぐにはもらえるようにはなっております。

○八田座長 そうすると、仮申請みたいなことを最初にしておいて、通知が来たら即座に全部動くというようなことにしてほしいということですね。

最後、④の旅館・ホテル等のところですが、1号、2号、3号がよくわからなかったのですが、2号、3号への移行を認めるという、2号と3号というのはどういうことなのですか。

○宮島企画幹 お手元の縦型の表に細かい資料が付いておりまして、④というものがあリまして、裏面を見ていただきますと、そちらに大きな流れがありまして、技能実習1号から2号、3号ということで、1号から2号、3号と動いていくに従って5年間まで在留資格が延長できる制度でございます。1号と言われているものが上のところでございます、実習とかいわゆる技能を高めていく部分でございます、2号以下が技能を使って、またそこで引き続き働くというような制度になっております。

○八田座長 要するに期間が違うというだけの話なのですね。

○宮島企画幹 そうですね。ここで在留資格が延びないと1号で帰らなければいけなくな

ってしまいます。

○八田座長 それで要するに仲居のような仕事は最初から2号にしてもらいたい。

○宮島企画幹 行けるようにしていただきたいということでございます。1ページ、前面を御覧いただきますと、今、上のほうにあります、接客業、フロントですとか調理師、ベッドメイク、こちらにつきましては評価を得ますと2号、3号に移行できるのですが、網かけが入っている部分については1号のみだという状況でございます。

○八田座長 わかりました。

私からの質問はそれだけです。中川委員、どうぞ。

○中川委員 3点ほど御質問があるのですが、八田座長から御質問があった、まず技術開発のほうで、気象測定機器と技適マークに関するものなのですが、これまでここで議論していたものとして、サンドボックスという形で新しい技術を開発するとき、実証実験が規制が邪魔してできないのでなかなか難しい。だからその規制を外して実証実験をやりやすいようにして、新しい技術、きちんとした技術を開発しましょうという制度があって、それ自体はスキームが確立されつつあるわけですが、特に⑤の気象測定検定に合格していない測器というものは、いずれは検定を受けて、それに合格したものとしてきちんと世に出すおつもりなのか、それともずっと検定とは別のものとして公表し続けるのか。それは随分違う話であって、実証実験をやりやすくしてきちんとしたものに乗せるということと、もうそんなつもりは全然なくて、気象検定のスキームの外で公表し続けるというのは全然違う話なので、その場合、後者であるとしたら、測定機器、検定制度の外で公表し続けることになると、はっきり言って歯止めが全くなければ誰でも気象に関する情報を流し続けることができるとすると、それは非常にハードルが高いと思うのです。その場合に長野県として、それについてどういう歯止めといいますか、それを設けようとしているかというのは重要な視点かなと思うのです。

○瀧澤課長補佐 ここにも記載のとおり、検定未済による情報を一定の注意書き、条件付きで情報提供させていただこうと考えてございます。まずは手始めにという形になって恐縮なのですが、長野県の場合、とても降雪量が多いものですから、除雪機が稼働するに際して、どの程度例えば雪が降っているかという状況を山間の道路の状況がわかれば、速やかに対応ができて、その周辺住民にとっても例えば通勤時の渋滞から免れるようなことにもなるということで、一定の条件付きで気象情報を道路情報を含めて提供したいと思っております。

ただ、ゆくゆくは御相談かなと思っております。一定の制限をかけた上での対応というのが可能であればありがたいというところでございます。

○中川委員 多分、一定の制限がなければ、いくら検定を付けていませんという注意書きがあったとしても誰でもやれるという話になって、それは適切なことではないように思うので、どういうものについて注書きを付けて出すのかということは、少し考えたほうがいいのかと思います。

2点目は、職業能力開発の提案は、私は非常に合理的な御主張かなと思うのですが、おそらく学校教育法の体系の中で同じような資格を持っている方、あるいは同じようなカリキュラムで、基本的に同じようなことができているのに編入ができないというのはおかしいんだという、多分そういうことを言わないとダメだと思うので、多分これは本県のという※で書いているところで、そういう主張が多分十分できるということだと思いますけれども、それはきちんと御主張されたいのかと。

最後の3点目ですけれども、在留資格の医療への変更、これもそのとおりかなと思うのですが、御提案されているスキームというのが、受験をされたときに審査を先行してやってくださいということですよ。それって多分ある程度の行政の仕組み、制度を提案するときに制度を運営するコストも考えなければいけないと思うのですが、要は試験を受ける人がめちゃくちゃ多くて、その中から合格する人がめちゃくちゃ少ないのだとすると無駄な審査をやらざるを得なくなるような気がするので、その合格率とかその手の話というのは、少し注意されたほうがいいのかなと思います。合格率ってどのくらいなのか。

○松本課長補佐兼看護係長 外国人の場合ですと7割から8割ぐらいで、現在、留学で専門学校に行っている方たちというのは大体40名くらいということですので、数がすごく多いというわけではないのです。なので卒業証明でもいいのですけれども、国家資格なので試験を受けるところから始めていただくと、4月1日からスタートができるかなと思って提案をしています。

○八田座長 ほかにございませんか。阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 今、中川先生がおっしゃったことはすごく重要で、検定に合格したかしていないかというのは、そのデータの精度とか安全性だとか、いわゆる制度の問題になりますよね。その問題で発信した、受け取った情報がどれだけ正しいかとかいうところの問題が、検定しているかしていないかということの境目になるのだらうと思います。

例えば、実際に実地利用で実績があることによって、検定要件そのものがスピードアップできるとか、要件そのものがいわゆる排除できるとか削除できるということに結び付かないと、この実証実験をやった意味がないのかなと思いついていました。そこは検証しておく必要があると思います。

○八田座長 私も同種類の意見なのですが、ある意味で積雪に特化した検定を作ればいいのではないかと。作ってほしいという要請をしたら非常に理屈が通っているのではないかと。おそらく高価なものは色々なことができるのだと思うのですが、積雪検定だけということが一番いいのではないかと。

あと事務局からありますか。

○村上審議官 細かいですが、②については少しカリキュラムの中身に立ち入って詳細な事実関係の比較がいただきたい。

③については、具体的な段取りの提案を、この辺はエリア指定云々とは別に、例えば構造であるとか、個別の規制改革事項としても、特に③みたいな話はそれがフィージブルな

らやってあげればいいかなという気がします。

④については御存じだと思いますが、2号要件に進むためには何か要件を狭める具体的な代替案がないと、今、1号要件のものをそのまま2号、3号に移せと言っても無理だと思いますので、その中でもこういう人は2号、3号に行っているのではないかというところの御提案があれば。

散々議論になっていますが、⑤については具体的な機器の中身に即してもう少し議論しないと、一般論でこれでやってもさすがにそれは制度の本質に関わってしまう話にもなるので難しいかなと思います。

補足は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

最後に気がついたのは、②はものすごくでかい制度改革になると思うのですが、一つは信州大学のコースをとっているわけですね。その単位が認められないというのは変な話だという、少なくともポイントは強調されてもいいのではないかと思います。

それでは、どうもお忙しいところお越しくださしまして大変ありがとうございました。